

第37期 中間決算公告

青森市勝田1丁目3番1号
株式会社みちのく銀行
取締役頭取 杉本 康雄

中間貸借対照表

(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	48,659	預 金	1,738,916
コールローン	104,167	借 用 金	10,300
買入金銭債権	7,688	外 国 為 替	86
商品有価証券	82	社 債	15,000
金銭の信託	21,114	そ の 他 負 債	6,173
有 価 証 券	395,915	未 払 法 人 税 等	81
貸 出 金	1,259,583	リ ー ス 債 務	36
外 国 為 替	1,665	そ の 他 の 負 債	6,055
そ の 他 資 産	6,798	子 会 社 前 受 金	3,107
有 形 固 定 資 産	12,171	賞 与 引 当 金	1,279
無 形 固 定 資 産	1,314	退 職 給 付 引 当 金	10,081
繰 延 税 金 資 産	18,297	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	174
支 払 承 諾 見 返	13,989	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	472
貸 倒 引 当 金	△ 31,769	偶 発 損 失 引 当 金	332
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	879
		支 払 承 諾	13,989
		負 債 の 部 合 計	1,800,790
		(純資産の部)	
		資 本 金	24,167
		資 本 剰 余 金	19,775
		資 本 準 備 金	19,775
		利 益 剰 余 金	28,302
		利 益 準 備 金	4,392
		そ の 他 利 益 剰 余 金	23,910
		別 途 積 立 金	23,910
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 0
		自 己 株 式	△ 2,684
		株 主 資 本 合 計	69,562
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 11,226
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	234
		土 地 再 評 価 差 額 金	318
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 10,673
		純 資 産 の 部 合 計	58,888
資 産 の 部 合 計	1,859,679	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,859,679

中間損益計算書

(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	25,760
資 金 運 用 収 益	19,033
（うち貸出金利息）	(14,832)
（うち有価証券利息配当金）	(3,902)
役 務 取 引 等 収 益	2,678
そ の 他 業 務 収 益	1,614
そ の 他 経 常 収 益	2,434
経 常 費 用	25,974
資 金 調 達 費 用	3,250
（うち預金利息）	(2,670)
役 務 取 引 等 費 用	2,033
そ の 他 業 務 費 用	942
営 業 経 費	13,184
そ の 他 経 常 費 用	6,563
経 常 損 失	213
特 別 利 益	40
特 別 損 失	361
税 引 前 中 間 純 損 失	535
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19
法 人 税 等 調 整 額	581
中 間 純 損 失	1,136

中間株主資本等変動計算書
(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
前事業年度末残高	24,167	19,775	—	19,775	4,392	23,910	3,325	31,628	△ 3,783	71,788
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当							△ 436	△ 436		△ 436
中間純損失(△)							△ 1,136	△ 1,136		△ 1,136
自己株式の取得									△ 727	△ 727
自己株式の処分							△ 5	△ 5	22	17
自己株式の消却							△ 1,804	△ 1,804	1,804	—
土地再評価差額金の取崩							56	56		56
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 3,325	△ 3,325	1,099	△ 2,226
中間会計期間末残高	24,167	19,775	—	19,775	4,392	23,910	△ 0	28,302	△ 2,684	69,562

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
前事業年度末残高	△ 4,097	△ 217	374	△ 3,939	—	67,848
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△ 436
中間純損失(△)						△ 1,136
自己株式の取得						△ 727
自己株式の処分						17
自己株式の消却						—
土地再評価差額金の取崩			△ 56	△ 56		—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 7,129	452		△ 6,677		△ 6,677
中間会計期間中の変動額合計	△ 7,129	452	△ 56	△ 6,733	—	△ 8,959
中間会計期間末残高	△ 11,226	234	318	△ 10,673	—	58,888

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,502百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (5) 睡眠預金払戻引当金
睡眠預金払戻引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)の払戻に備えるため、過去の一定期間の睡眠預金の払戻実績率から将来の払戻金額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。
当行は、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

この変更による中間貸借対照表等への影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

追加情報

(金融資産の時価評価)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券が3,512百万円増加、その他有価証券評価差額金が3,512百万円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 6,074百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,164百万円、延滞債権額は59,245百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,364百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 72,774 百万円であります。
- なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は 12,752 百万円であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 5,255 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 30,246 百万円 |
| 現金 | 33 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 6,745 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 52,120 百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は 458 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、220,668 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 216,568 百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | | |
|---------------------|------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 | |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 |
11. 有形固定資産の減価償却累計額 13,637 百万円
12. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,300 百万円あります。
13. 社債は、劣後特約付社債 15,000 百万円あります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,420 百万円あります。
15. 1株当たりの純資産額 412 円 11 銭
16. 銀行法施行規則第19条の2第3項ロ(10)に規定する単体自己資本比率 10.07%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 3百万円、貸倒引当金繰入額 4,866百万円及株式等償却 323百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純損失金額 $\Delta 7$ 円 92銭
3. 当中間期において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 261百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗 11 ヶ所	土地・建物	206
青森県外	営業用店舗 3 ヶ所	土地・建物	55
—	遊休資産	建物	0

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグループの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグループングをしております。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期 間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式(注)	10,482	2,580	5,061	8,000	
合計	10,482	2,580	5,061	8,000	

(注)1. 普通株式の増加 2,580千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、80千株は単元未満株式の買受による増加であります。

2. 普通株式の減少 5,061千株のうち、5,000千株は消却による減少、61千株は単元未満株式の買増による減少であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	24,820	21,519	△ 3,300
債券	305,132	305,944	812
国債	171,767	171,930	163
地方債	70,985	71,224	239
短期社債	-	-	-
社債	62,379	62,789	410
その他	63,975	55,207	△ 8,767
合計	393,928	382,671	△ 11,256

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて「国債」の中間貸借対照表計上額と評価差額は3,512百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、187百万円(うち株式 187百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,420
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	6,072
関連法人等株式	2
その他有価証券	
非上場株式	2,780
非上場外国証券	212
貸付債権信託受益権	7,230
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	755

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	14,105 百万円
その他有価証券評価差額金	5,593
退職給付引当金	4,075
税務上の繰越欠損金	1,588
有価証券償却損金不算入額	1,100
固定資産の減損損失否認額	640
賞与引当金	517
出資金の減損否認額	368
減価償却費損金算入限度超過額	295
睡眠預金払戻引当金	190
のれん償却損金算入限度超過額	170
未払事業税	21
その他	700
繰延税金資産小計	29,368
評価性引当額	△ 9,930
繰延税金資産合計	19,437
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 980
繰延ヘッジ損益	△ 159
繰延税金負債合計	△ 1,139
繰延税金資産の純額	<u>18,297 百万円</u>

中間連結貸借対照表

(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	48,691	預 金	1,732,469
コールローン及び買入手形	104,167	借 用 金	2,015
買 入 金 銭 債 権	8,580	外 国 為 替	86
商 品 有 価 証 券	82	社 債	15,000
金 銭 の 信 託	21,114	そ の 他 負 債	10,484
有 価 証 券	391,855	賞 与 引 当 金	1,312
貸 出 金	1,260,545	退 職 給 付 引 当 金	10,083
外 国 為 替	1,665	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	174
そ の 他 資 産	6,916	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	472
有 形 固 定 資 産	12,444	偶 発 損 失 引 当 金	332
無 形 固 定 資 産	1,341	利 息 返 還 損 失 引 当 金	71
繰 延 税 金 資 産	18,222	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	879
支 払 承 諾 見 返	13,989	支 払 承 諾	13,989
貸 倒 引 当 金	△ 35,856		
		負 債 の 部 合 計	1,787,369
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,167
		資 本 剰 余 金	19,775
		利 益 剰 余 金	27,757
		自 己 株 式	△ 2,702
		株 主 資 本 合 計	68,998
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 11,227
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	234
		土 地 再 評 価 差 額 金	318
		為 替 換 算 調 整 勘 定	53
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 10,620
		少 数 株 主 持 分	8,013
		純 資 産 の 部 合 計	66,391
資 産 の 部 合 計	1,853,761	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,853,761

中間連結損益計算書
(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		26,474
資 金 運 用 収 益	19,180	
(うち貸出金利息)	(14,977)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,903)	
役 務 取 引 等 収 益	3,067	
そ の 他 業 務 収 益	1,615	
そ の 他 経 常 収 益	2,611	
経 常 費 用		26,208
資 金 調 達 費 用	3,057	
(うち預金利息)	(2,660)	
役 務 取 引 等 費 用	1,721	
そ の 他 業 務 費 用	943	
営 業 経 費	13,692	
そ の 他 経 常 費 用	6,793	
経 常 利 益		266
特 別 利 益		40
特 別 損 失		361
税金等調整前中間純損失		54
法人税、住民税及び事業税		32
法人税等調整額		828
少数株主利益		91
中 間 純 損 失		1,007

中間連結株主資本等変動計算書
(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
前連結会計年度末残高	24,167	19,775	30,954	△ 3,798	71,099
当中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△ 436		△ 436
中間純損失(△)			△ 1,007		△ 1,007
持分比率異動による増加高				△ 4	△ 4
自己株式の取得				△ 727	△ 727
自己株式の処分			△ 5	22	17
自己株式の消却			△ 1,804	1,804	—
土地再評価差額金の取崩			56		56
株主資本以外の項目の当中間連結会計期間中の変動額(純額)					
当中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	△ 3,196	1,095	△ 2,101
当中間連結会計期間末残高	24,167	19,775	27,757	△ 2,702	68,998

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前連結会計年度末残高	△ 4,096	△ 217	374	286	△ 3,652		8,064	75,511
当中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当								△ 436
中間純損失(△)								△ 1,007
持分比率異動による増加高								△ 4
自己株式の取得								△ 727
自己株式の処分								17
自己株式の消却								—
土地再評価差額金の取崩			△ 56		△ 56			—
株主資本以外の項目の当中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 7,130	452		△ 233	△ 6,911		△ 50	△ 6,962
当中間連結会計期間中の変動額合計	△ 7,130	452	△ 56	△ 233	△ 6,968		△ 50	△ 9,119
当中間連結会計期間末残高	△ 11,227	234	318	53	△ 10,620		8,013	66,391

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1.会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - ②無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,502百万円であります。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 退職給付引当金の計上基準
 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 |
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻引当金
 睡眠預金払戻引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)の払戻に備えるため、過去の一定期間の睡眠預金の払戻実績率から将来の払戻金額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (11) 利息返還損失引当金
 利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
- (13) リース取引の処理方法
 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。
 当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。
- (15) 消費税等の会計処理
 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる中間連結貸借対照表等への影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

追加情報

(金融資産の時価評価)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて有価証券が 3,512百万円増加、その他有価証券評価差額金が3,512百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,630百万円、延滞債権額は 60,421百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8,850百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 75,902百万円であります。
なお、1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 5,255百万円であります。
- ローン・パーティシパシオンで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は 12,752百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	30,246 百万円
現金	33 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,745 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 52,120百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 458百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、237,640百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 233,540百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものではなく必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 13,855 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000 百万円を含んでおります。
12. 社債は、劣後特約付社債 15,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,420 百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 408円 63銭
15. 銀行法施行規則第19条の3第2項ロ(6)に規定する連結自己資本比率 10.05%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 34 百万円、貸倒引当金繰入額 5,095 百万円及び株式等償却 265 百万円を含んでおります。
2. 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 261 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	営業用店舗 11ヶ所	土地・建物	206
青森県外	営業用店舗 3ヶ所	土地・建物	55
—	遊休資産	建物	0

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグループの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグループングをしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等による評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 1株当たり中間純損失金額 △7円 3銭

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	155,895	-	5,000	150,895	(注)
合計	155,895	-	5,000	150,895	
自己株式					
普通株式	10,507	2,587	5,061	8,033	(注)
合計	10,507	2,587	5,061	8,033	

(注)1. 発行済株式の減少 5,000千株は自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の増加2,587千株のうち、2,500千株は定款に定める取締役会決議による買受による増加、また、87千株は単元未満株式の買受等による増加であります。

3. 普通株式の減少5,061千株のうち、5,000千株は消却による減少、61千株は単元未満株式の買増による減少であります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年 6月26日 定時株主総会	普通株式	436百万円	3.0円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,999	1,998	△ 1

時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	24,820	21,519	△ 3,300
債券	305,132	302,432	△ 2,700
国債	171,767	168,418	△ 3,349
地方債	70,985	71,224	239
短期社債	-	-	-
社債	62,379	62,789	410
その他	63,930	55,221	△ 8,768
合計	393,943	379,174	△ 14,769

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて「国債」の中間連結貸借対照表計上額と評価差額は3,512百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて 187百万円(うち株式 187百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,420
その他有価証券	
非上場株式	2,781
非上場外国証券	212
貸付債権信託受益権	7,230
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	755

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。